

条例の構成について

1 前文

- ・ 条例制定の背景
- ・ 条例制定の趣旨

2 条例本文

(1) 目的

- 
- ・ 手話が言語であることへの理解・普及
 - ・ 手話・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及・使用環境整備

○全市民の相互理解の促進、共生社会の実現

(2) 基本理念・定義

- ・ 手話が言語であることへの理解及び普及に関する基本的な考え方
- ・ 手話・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の促進に関する基本的な考え方

(3) 加古川市の責務

- ・手話が言語であることへの理解及び普及に関する取組み
- ・手話・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及及び使用環境の整備に関する取組み

(4) 市民の役割

- ・地域における基本理念に対する理解の普及、市施策への協力

(5) 事業者の役割

- ・基本理念に対する理解の普及、市施策への協力、合理的配慮の提供

(6) 施策の基本方針

- ・障害者基本法に定める市町村障害者計画の中の施策として位置づけ、総合的かつ計画的に推進
 - ①手話言語への理解及び普及のための施策
 - ②手話・要約筆記・点字等のコミュニケーション手段の普及及び使用環境整備のための施策
 - ③コミュニケーション支援者の確保及び養成のための施策
 - ④その他の施策
- ・施策の推進にあたっては、障がい者、コミュニケーション支

援者等に意見聴取

(7) 財政上の措置

(8) 手話言語の確立・普及・環境整備等に関する施策

- ・ 地域、事業所などで市民が手話に触れ、学ぶ機会の提供及び支援
- ・ 手話を用いた情報発信の推進
 - ①手話を用いた市政情報の発信
 - ②市主催講演会その他行事への手話通訳者の配置
 - ③手話通訳者派遣事業の継続的实施
- ・ 手話通訳者、指導者の確保及び養成

(9) 要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及・環境整備等に関する施策

- ・ 要約筆記、点字、音訳等（以下「要約筆記等」という。）によるコミュニケーション手段の普及啓発
- ・ 要約筆記等の使用環境整備
 - ①市主催講演会その他行事への要約筆記者の配置
 - ②要約筆記者派遣事業の継続的实施
 - ③点字・音声・文字の表示（拡大文字、テキストメールを含

む。) 等による情報提供

(10)多様なコミュニケーション手段の普及

- ・ ひらがな表記、サイン、写真等その他障害特性に応じた手段
によるコミュニケーション手段の普及啓発
- ・ 多様なコミュニケーション手段の使用環境整備
ひらがな表記、写真等による情報提供

(11)緊急時における情報配慮

- ・ 避難所において、障がい者が容易に情報を取得できる環境の
整備

3 附則

- ・ 条例の施行日